

一宮市ごみ収集及びごみ集積場所設置に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、一宮市における家庭系ごみ収集作業の安全及び効率化の向上を確保するとともに、適正なごみ集積場所を設置することにより、周辺地域の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(収集基準)

第2条 ごみの収集方法については、ステーション方式とする。ごみ集積場所は、町内会が決め、市が認めた場所とする。

(新規ごみ集積場所の設置基準)

第3条 新たにごみ集積場所を設置する場合は、可燃ごみについては概ね 10 戸以上とし、不燃ごみについては概ね 20 戸以上で 1 か所のごみ集積場所を確保するよう努め、事前に市へ申込書【様式 1】を提出しなければならない。

ただし、地理条件等やむを得ない場合は、市と協議し決定する。

2 ごみ集積場所は、次のいずれにも適合していると認められ、一宮市住宅事業等に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）及び同要綱施行細則（以下「施行細則」という。）を満たす場所とする。

(1) ごみ収集車両が容易に収集できる道路に接し、同車両が後退運転を必要としない場所とする。

(2) ごみ集積場所に隣接する土地及び家屋の所有者または新規造成団地等においては購入予定者、その他の関係者と事前に協議し了解を得た場所とする。

3 ただし、上記の各号に該当しない場所に設置するときは、別途協議し市が認めた場合に限り設置を認める。

(既存ごみ集積場所位置変更基準)

第4条 既存のごみ集積場所を変更する場合は、事前に前条と同様に申込書を提出しなければならない。ただし、大幅な位置変更でない場合については、口頭での申し出も認めるものとする。

2 既存のごみ集積場所を複数に分散させることについては、やむを得ないと判断できる場合に限り認める。

（ごみ集積場所の構造）

- 第5条 原則として、ごみ集積場所は構造物を必要としない。
- 2 新規造成団地、新規共同住宅に関しては、利用する市民又は事業主において構造物を必要とする場合は、指導要綱及び施行細則の基準を満たすものとする。

（事前協議）

- 第6条 新規でごみ集積場所を設置する場合及び既存のごみ集積場所を変更する場合は、事前に市と協議しなければならない。
- 2 新規造成団地または新規共同住宅におけるごみ集積場所の設置に関しては、開発許可申請または建築確認申請を行う前に協議を必要とする。

（申込み）

- 第7条 ごみ集積場所の設置の申込みは、町会長または廃棄物減量等推進員が行う。
- 2 新規造成団地、新規共同住宅においては、その事業主が行う。ただし、当該町会長の了解を得るものとする。
- 3 第3条若しくは第4条に基づきごみ集積場所を選定したときは、収集開始を希望する日の10日前までに市に申込みしなければならない。

（決定）

- 第8条 市は、第7条による申込みがあった場合、ごみ集積場としての状況を調査し、支障がないと認めるときは、これを決定する。
- 2 決定の通知は、文書または口頭にて行うことができる。

（土地の寄附）

- 第9条 新規造成団地において設置されたごみ集積場所の土地は、市が寄附を受けることができる。ただし、その土地に所有権以外の権利が存在しない場合に限る。

（構造物の帰属）

- 第10条 前条のごみ集積場所の土地に設置された構造物については、市は寄附を受けない。

(維持管理)

第 11 条 ごみ集積場所を利用する町内会は、ごみ集積場所及びその周辺の清潔を維持するためごみの散乱を防止し、町内会が積極的に清掃するなど適切な管理を行い、環境美化に努めなければならない。

- 2 前項の維持管理に必要な経費及びごみ集積場所の修繕経費等は、当該ごみ集積場所を利用する町内会または事業主の負担とする。
- 3 土地を市に寄附した場合は、維持管理等に関し市と町内会代表者との間で、別途土地使用貸借契約書を交わすものとする。

附則

この基準は、平成23年7月6日から適用する。

附則

この基準の一部を改正し、令和4年2月14日より施行する。